

上尾市建設工事監督要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 書類（第9条—第14条）
- 第3章 監督（第15条—第25条）
- 第4章 諸手続（第26条—第35条）
- 第5章 雑則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の監督に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において「監督員」とは、上尾市契約規則（昭和39年上尾市規則第19号）第11条の規定により市長が指定した職員をいう。

（総括監督員及び担当監督員）

**第3条** 監督員は、総括監督員及び担当監督員により構成する。

2 総括監督員は、工事の施工を担当するグループ（上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第1条の2第1項に規定するグループをいう。次項において同じ。）のリーダー（同条第2項に規定するリーダーをいう。次項において同じ。）とする。

3 担当監督員は、工事の施工を担当するグループに属する職員（当該グループのリーダーを除く。）のうちから所属長が指名した職員とする。

（監督員の業務）

**第4条** 総括監督員が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 受注者に対する指示、承諾及び協議で、総括監督員が重要であると認めるもの
- （2） 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。次項第3号において同じ。）のうち、総括監督員が必要と認めるもの
- （3） 工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認められる場合の所属長への報告

- (4) 担当監督員の指揮監督及び監督業務の掌握
- (5) その他工事の監督に関し総括監督員が必要と認める業務

2 担当監督員が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 受注者に対する指示、承諾及び協議（前項第1号に掲げる業務を除く。）
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付並びに受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（前項第2号に掲げる業務を除く。）
- (4) 監督業務全般についての総括監督員への報告
- (5) その他総括監督員の指示する業務  
(監督員の心構え)

**第5条** 監督員は、厳正かつ公平に工事の監督に当たらなければならない。

(安全等の確保)

**第6条** 監督員は、工事の施工に当たっては、公衆の生命及び財産に関する危害等の防止、水利及び交通の安全の確保、環境の保全等に努めるよう受注者に周知徹底しなければならない。

(工事現場の状況の熟知)

**第7条** 監督員は、あらかじめ当該工事に係る請負契約書、設計図書、検査技術基準その他関係法令等を十分理解するとともに、工事現場の状況を熟知し、工事が完全に施工されるよう努めなければならない。

(監督員の交替)

**第8条** 監督員が交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引き継ぐとともに、引き継いだ内容を所属長に報告しなければならない。

## 第2章 書類

(書類等の整備)

**第9条** 監督員は、次に掲げる書類等を常に整備しておかななければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 現場代理人等通知書
- (3) 工事工程表及び工事施工計画書
- (4) 工事材料承諾書
- (5) 工事記録

- (6) 工事写真
- (7) 出来形管理図
- (8) 品質管理表
- (9) 現場発生品調書
- (10) 工事完成通知書
- (11) その他工事の監督に関し必要な資料  
(現場代理人等通知書)

**第10条** 監督員は、受注者から現場代理人等通知書が提出されたときは、記載内容について十分検討し、所属長に報告しなければならない。

(工事工程表及び工事施工計画書)

**第11条** 監督員は、受注者から工事工程表及び工事施工計画書が提出されたときは、その内容を十分検討し、所属長に報告しなければならない。

(工事の記録)

**第12条** 監督員は、受注者に対し指示又は承諾をする必要がある場合は、工事記録に記入して記録として残さなければならない。

(出来高調書の作成)

**第13条** 監督員は、受注者から部分払の申出があったときは、遅滞なく工事の出来高を確認の上、出来高調書を作成し、所属長に提出しなければならない。

(工事の完成の確認)

**第14条** 監督員は、受注者から工事完成通知書が提出されたときは、速やかに工事の施工に関する書類等及び工事現場を確認し、所属長に報告しなければならない。

### 第3章 監督

(工事内容の説明等)

**第15条** 監督員は、工事の着手前に、受注者に対し当該工事の内容を説明し、施設の位置、工法等について協議しなければならない。

(工事中材料の検査)

**第16条** 監督員は、設計図書で指定した工事材料について検査を求められたときは、品質、形状、寸法等について検査をしなければならない。この場合においては、試験結果表等を参考とするものとする。

2 監督員は、前項の規定による検査の結果、合格した材料、不合格となった材料及び未検査の材

料をそれぞれ明確に区分することとし、不合格となった材料については、受注者を通じて速やかに工事現場の外に搬出させなければならない。

(中間検査)

**第17条** 監督員は、工事の主体部分等で特に重要な工事の出来形を確認するため中間検査を行う必要があると認めるときは、その旨を所属長に報告しなければならない。

(部分使用に係る協議)

**第18条** 監督員は、工事目的物を部分使用するときは、部分完成の時期、部分使用の期間等についてあらかじめ受注者と協議し、遅滞なく所属長に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

(進捗状況の把握)

**第19条** 監督員は、工事工程表に基づき常に工事の進捗状況を把握し、遅延のおそれがあるときは、受注者に対し適切な指示を行うとともに、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 監督員は、天災その他やむを得ない事由により工事の進捗が妨げられたときは、その状況を調査し、速やかに所属長に報告しなければならない。

(設計図書と工事現場の状態とが一致しない場合等の措置)

**第20条** 監督員は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに意見を付して所属長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合
- (2) 設計図書の表示が明確でない場合
- (3) 設計図書の内容が相互に符合しない場合
- (4) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

(改造の請求)

**第21条** 監督員は、工事の施工が設計図書に適合していないと認められる場合は、受注者に対し、当該工事の施工が設計図書に適合するよう改造することを請求しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該不適合の内容が重大であるときは、監督員は、所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工検査)

**第22条** 監督員は、施工の検査をするときは、受注者の立会いの上、検査を行わなければならない。

ただし、重要な構造物に係る工事以外の工事であって、工事写真等によりその施工が確認できる場合は、この限りでない。

(緊急措置)

**第23条** 監督員は、事故又は災害防止等のため受注者に対し緊急に臨機の措置をとらせる必要があると認めるときは、所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、前項の指示を受けるいとまがなく、かつ、受注者に臨機の措置をとらせたとき、又は受注者から臨機の措置をとった旨の報告を受けたときは、速やかにその結果を所属長に報告しなければならない。

(工事の変更等)

**第24条** 監督員は、工事の内容を変更し、又は施工を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めるときは、速やかにその事由を付して所属長に報告しなければならない。

(検査の立会い)

**第25条** 監督員は、上尾市工事検査規則（平成24年上尾市規則第47号）に基づく工事の検査に立ち会い、当該検査に必要な資料を工事検査員（1件の請負価格が130万円以下の工事の検査にあっては、工事主管課の長の命により検査を行う職員）に提出しなければならない。

#### 第4章 諸手続

(官公署への手続等)

**第26条** 監督員は、受注者に対し、工事の施工に必要な官公署等への手続を速やかに行うよう指示しなければならない。

(工期の延長)

**第27条** 監督員は、受注者から工期延長申請書が提出されたときは、速やかにその内容を調査し、意見を付して所属長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

**第28条** 監督員は、受注者が正当な理由なく工事に着手しないとき、又は施工を中止しているときその他契約の目的を達成することができないおそれがあると認められるときは、速やかにその状況を調査し、所属長に報告しなければならない。

(貸与品及び支給材料)

**第29条** 監督員は、貸与品及び支給材料について受注者の保管及び使用の状況を常に把握し、受注者の故意又は過失によって貸与品又は支給材料が滅失し、又は毀損したときは、所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、貸与品又は支給材料で返還を受けるべきものがあるときは、調書を作成して所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(くい及び矢板切取り)

**第30条** 監督員は、受注者からくい及び矢板切取り承認願が提出されたときは、その内容を十分検討の上、所属長に報告し、その承認を受けた後でなければ施工させてはならない。

(現場代理人等の変更)

**第31条** 監督員は、現場代理人、主任技術者又は管理技術者について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められ、その交替を求めようとするときは、所属長の承諾を受けなければならない。

(現場発生品の処理)

**第32条** 監督員は、現場発生品が生じたときは、所属長に報告し、その指示によりこれを処理しなければならない。

(工事目的物の損害)

**第33条** 監督員は、天災その他不可抗力によって工事目的物に損害を生じたときは、直ちにその状況を調査し、意見を付して所属長に報告しなければならない。

(地元住民への配慮)

**第34条** 監督員は、工事の施工により地元住民が受ける影響の把握に努め、苦情等があった場合は、事実を調査し、所属長に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

**第35条** 監督員は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、直ちにその状況を調査し、意見を付して所属長に報告しなければならない。

## 第5章 雑則

(その他)

**第36条** この要綱に定めるもののほか、工事の監督に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。